令和3年12月17日

	令和3年12月17日
発 言 者	発 言 要 旨
島津委員	凍霜害対策としてのスタックヒーターの状況はどうか。
技術戦略調整主幹	スタックヒーターの活用により、真夜中に灯油を補給する必要がなく、何も対策をしていないところと比べて、気温が1度から2度高くなる状況が10時間持続できており、被害軽減策として十分見込めるのではないかと見ている。実際その時にどの程度気温が上がるのか不明なことが課題であるが、今回の結果から概ね良好なデータが得られた。
島津委員	スタックヒーター導入支援としての国及び県の補助制度が始まっているようだが、状況はどうか。
園芸農業推進課 長	国事業の要件は、①県内8つの果樹産地協議会で定めた担い手であること、② 導入する各農家が10a以上ヒーターを設置することであり、募集期間が12月7日から翌年1月28日までとなっている。 県事業の要件は、①果樹産地協議会に限らず、県内全域とし、②農家3戸以上、 認定農業者であれば2戸、法人であれば1戸であること、③事業費が1事業体当 たり50万円以上であることであり、募集期間が12月8日から翌年1月5日とし ている。国よりも募集締切が短い理由は、交付金を活用している関係で、2月28 日まで実績報告を提出する必要があるためである。
島津委員	来年以降に導入を検討する場合も含め、ある程度普及するまで、来年1年間くらいは支援を続けるよう検討してほしいと考えるがどうか。
園芸農業推進課 長	スタックヒーターは、来年春先からの防霜対策に取り組んでほしいということで今回募集した。各JAにおいても事前にスタックヒーターを周知し、県でも需要見込調査を実施して、生産者に周知されていると考えている。まずは今年度にできる限り応募してもらい、国と県で十分対応し、その上で、来年度以降については、生産者や関係団体から話を聴きながら検討していきたい。
島津委員	ふるさと納税を活用した農家支援があったようだが、支援状況はどうか。また、 米価下落の状況もあるが、米についてはどの程度利用があるのか。
園芸農業推進課 長	上山市で「思いやり型返礼品プロジェクト」として募集しているようである。 その他の市町村の取組みとしては、凍霜害により奇形等の果実を「耐霜りんご」 と称して返礼品に活用している事例や寒河江市では、ふるさと納税による農家支援として、クラウドファンディングを利用して集まった寄付金について、来年度 に向けた人工授粉の器具や気象観測装置の整備に充当していくようである。
県産米販売推進 主幹	県内35市町村全てにおいて、つや姫、雪若丸、はえぬきを返礼品としているようである。各市町村が地元の米をPRしていることは、県産米全体の評価の向上につながると考えている。コロナ禍で業務用米需要が減少する中、県外の家庭用の需要を取り込んでいくことが非常に重要であるため、今年度は2度の補正予算

発 言 者	発 言 要 旨
	により、県産米贈ろうキャンペーンによる送料支援という形で取り組んできた。 県外の家庭用のシェア拡大という点からも、このふるさと納税は非常に効果があると考えており、各自治体の貴重な財源確保とともに、産地PRとして、引き続き市町村と連携し、県産米全体の消費拡大につなげていきたい。
島津委員	「スマートつや姫」の成果はどうか。
技術戦略調整主幹	「スマートつや姫」は、つや姫・雪若丸ブランド戦略本部において取り組んでいるプログラムの一つで、高度な生育診断により品質、食味をより良くする取組みである。コスト高になる等様々な課題があるが、現在、庄内と西村山の2箇所で社会実装に向けて進めている。西村山においてはJAが主体となって進めている。
島津委員	利用料は相当かかるのか。また、本県ではつや姫だけでなく、雪若丸にも取り 組んでいるが、今後の利用拡大についてはどうか。
技術戦略調整主幹	研究は順調であり、現在、雪若丸のパラメーターの作成に取り組んでいる。生育診断活用だけでなく、収穫期の診断や気象を活用した冷害回避等、多様な使い方について開発している。 各社の営業努力で価格は決まってくるものだが、今後メーカーと話し合い、より廉価に進むようにしていきたい。
島津委員	荒廃森林緊急整備事業の状況はどうか。また、補助上限の考え方はどうか。
森林経営・再造林推進主幹	やまがた緑環境税を活用して取り組んでいるが、内容は、①長期間手入れされずに荒廃している人工林の整備、②病害虫や自然災害等により機能が低下した里山林の整備を実施している。なお、人工林整備については、県が直接発注して実施する事業と森林組合等の事業体が実施した間伐等の事業に上乗せ補助する事業の2つのタイプがある。里山林整備は、県が直接発注して実施するものと、市町村に対する補助事業がある。県発注分については、過去10年以上整備されていない森林を調査し、優先度をつけて事業を実施している。市町村が行う里山林整備については、市町村が地元の要望を聞きながら実施している。補助上限は設けていないが、要件としては1箇所あたり0.1ha以上の整備面積となっており、標準歩掛で積算し、200~300万円の事業規模となっている。
島津委員	これまで転換作物として牧草地に取り組んだ場合の国の交付金について、来年度予算では大きく減額になると聞くが、その分を県で補てんする等の考えはあるのか。
県産米ブランド 推進課長	国において、飼料作物については35,000円/10aであったが、飼料作物の中の牧草については、播種した年以外の収穫のみ行う年は10,000円/10aとの考え方が示された。令和2年度作付実績では、牧草地は県全体で1,700haとなっており、置賜地域が半分以上であり、影響を注視する必要があると考えている。
伊藤委員	小国川において鮭の遡上数が例年よりも少なく、また、他県から鮭の卵を分け

発言者	
光 日 名	一年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
水産業成長産業化主幹	来遊期間前半の鮭の来遊が少なかったことが原因となり、12月10日現在で海面の採捕量は24,677尾で、過去5年間平均の同期比で38.6%、河川の採捕量は56,980尾で、過去5年の平均同期比で72.9%となっている。 採卵数については、各孵化場から目標とする採卵数は確保できそうだと聞いているが、隣県の宮城県や岩手県は不漁に見舞われており、そちらに受精卵を供給している。
伊藤委員	隣県の要望について、できる限り要望に応えていくべきと考えるが、他県との 合意形成はなされているのか。
水産業成長産業 化主幹	他県で卵が足りない場合は、県を通して確保の依頼が来るが、その点については県内で確保する卵を最優先し、さらに余力がある場合にはできる限り協力するということで孵化事業団体等とも調整がついている。
伊藤委員	昨年及び一昨年との比較はどうか。
水産業成長産業 化主幹	昨年は豊漁であり、昨年同期比では、海面の漁獲については31%、河川の採捕については46%である。一昨年同期比では、海面の漁獲については約5割、河川の採捕については約8割となっている。
伊藤委員	このような状況の中、放流量を増やす等、孵化事業の具体的対策はどうか。
水産業成長産業 化主幹	鮭の孵化事業については、良い稚魚を作って放流するという対応に尽きるが、 もう一つ可能なこととしては、適切な時期に放流することである。放流適期に放 流する、また、強い稚魚を生産するためできるだけ良い環境で育て、生き残り率 が高い稚魚を作るということが考えられる。
伊藤委員	科学的な知見も大事だが、水産庁等との情報共有等現場の対策はどうか。
水産業成長産業 化主幹	いかにその場所に適した飼育ができるかということについて、県の内水面水産研究所、また、国の研究機関が定期的に孵化場を巡回して指導し、よりよい稚魚が生産できるように取り組んでいる。
伊藤委員	最上小国川ダム建設による河川への影響はどうか。
水産振興課長	最上小国川流域の環境保全協議会が中心となり、ダムの試験湛水前・中・後で環境調査が行われており、有識者、地元漁協、内水面水産研究所で環境調査の結果の確認がなされている。調査結果は、過去のデータと比較しても変化がなく、漁場環境への影響は見られないと評価されたと聞いている。
伊藤委員	日本の農産物における海外輸出が1兆円を超え、牛肉が伸びしろの一つと言われている中で、本県においても台湾等に牛肉を輸出しているが、やまがたの和牛 増頭事業の現状はどうか。

☆ ⇒ ★	☆ ⇒ ਜ਼ └
発言者	発言要旨 今和9年度才不足7 500 第0數時代才與第十7日標 1.1 不均 9年度 7 500
畜産ブランド推 進主幹	令和2年度までに7,500頭の繁殖牛を増頭する目標としており、2年度で7,580頭、3年度で7,780頭となり、目標以上の頭数を確保できている。種雄牛の造成状況は、平成26年度に「満開1」、29年度に「幸花久」、令和2年度新たに但馬系の種雄牛が造成されている。
伊藤委員	さくらんぼの新しい品種を作るのに最低10年かかるが、牛の場合はどうか。また、家畜市場で売買される牛の掛け合わせの統一感がないように感じるが、どのように考えているのか。
畜産ブランド推 進主幹	優秀な牛を選定し、交配して産まれ、発育状況の試験を行い子牛の成績を確認する流れとなり、種付け後7年かかる。 近親交配にならないように掛け合わせており、好きな系統だけではなく、枝肉市場での成績の流行等があるため、そういった系統の掛け合わせの結果となっている。
伊藤委員	A5ランクを出す等の牛肉の輸出のあり方はどうか。
農産物流通販売 推進室長	海外のバイヤーからは部位で注文が来るのが一般的と聞いており、香港では、 肩ロース、バラという形で注文があるようである。牛1頭をと殺する場合、一部 分のみ海外に輸出し、残りをどうするかという問題もあるため、輸出側として、 様々な食べ方も含めて海外のバイヤーに紹介している。
伊藤委員	防災・減災の観点から、流域治水という考え方があるが、田んぼダム、遊水地 に新たに取り組む事例は出てきているのか。
農村防災・災害 対策主幹	令和元年度に田んぼダムの取組状況の全国調査をしたところ、本県は新潟県、 北海道に次ぐ3番目であり、先進県となっている。3年11月時点では、県内23 の多面的機能支払活動組織において合計2,834haに取り組むこととしている。県 では昨年の7月豪雨で最上川流域の被害があったことから、流域の市町村から田 んぼダムについてはぜひ取り組んでほしいとの意見があり、広域的に推進してい くための方法について検討を重ね、推進組織を立ち上げた。県として実証試験を 踏まえ、地域にあった田んぼダムの選定場所、設定方法等、予算要求を含めた準 備をしている。
伊藤委員	予算要求の話があったが、どのようなところに最も予算が必要なのか。
農村防災・災害 対策主幹	田んぼダムは、農地での取組みに対する直接的なメリットがないということが 推進上の課題となっており、排水のピークが場所によって異なることから、効果 のある場所を選定して解析を含めた実証をする必要があり、この部分に多くの予 算がかかると考えている。
伊藤委員	ほ場整備を実施する場合に県道を拡幅するというような具体的な話は過去にあ るのか。
農村計画課長	は場整備事業により県道を拡幅する事例は少ないと思われる。多くは、市町村

発 言 者	
Д Б Т	道において、換地手法の機能交換により移設整備を行っている。例えば米沢市内のほ場整備地区において、斜めに走る市道をほ場整備の区画形状や配置に合わせて同規模の市道幅員で付替を行うとともに、道路を拡幅したいという地元の要望を受けて、拡幅部分の用地は地元が捻出し、拡幅工事は市道管理者が行う事例がある。
伊藤委員	新庄市は県内でも家賃が高く、専門職大学における学生及び教授の住環境を整備することが大きなテーマである。また、通学・通勤におけるバスの必要性等地元自治体、商工会議所を含めた連携体制はどうか。
農政企画課長	令和2年春から、住環境や通学環境を含めた地域づくりのあり方について地域連携プロジェクトチームを立ち上げて議論を重ねてきた。新庄市では、県住まい・まちづくり公社と話し合いを進めながら、5年度の事業実施に向けて検討を進めていると聞いている。また、舟形町では学生向けの民間アパートの建設に補助していると聞いている。通学・通勤環境の整備については、専門職大学設置場所と新庄駅間の公共交通について、新庄市で検討を進めてきたと聞いている。専門職大学では車を持つ学生が多くなると思うが、車を持たない学生や教職員のケアも併せて考えていく必要があるので、地元8市町村と協議していきたい。
矢吹副委員長	県内で生産された野菜等について、地元の食品工場から大量に直接購入してもらえれば、農家の収入につながると考えるが、県内の取組事例はどうか。
6次産業推進課 長	山形食産業クラスター協議会に利用者をマッチングするコーディネーターを配置し、取引希望について毎年調査している。また、平成29年度から農林漁業者と食品製造業者の契約取引拡大に向け、商談会を開催しており、4年間で成約が約90件となっている。食品製造業者における県産農林水産物の使用割合は平成17年で24.9%、令和2年で41.4%となり、利用が年々拡大してきている。
矢吹副委員長	狭い土地を耕作する場合、農協等が必要な時だけ農機具を貸し出す地域もあるようだが、農機具の貸し借りに係る取組状況はどうか。
農業経営・所得 向上推進課長	県内では各 J A において小規模農家向けに農機具のレンタルを実施している。 また、新規就農者が農機具を所有することは経営リスクが大きくなるため、地域 の新規就農者の受入協議会が農機具を所有し、新規就農者に貸し出すという取組 みも始まっている。さらに、令和3年度からオーダーメイド型の支援事業「元気 な地域農業担い手育成支援事業」をスタートしており、地域の農業者が共同で機 械を導入し、コスト削減の取組みを行っている。
矢吹副委員長	ICTを活用したドローン等の農機具に対する県の支援はどうか。
農業経営・所得 向上推進課長	機械導入については、国の事業も補正予算で計上されており、各担当課において周知していく。対象がどのようになるかについて、情報収集して国の事業を積極的に活用しつつ、足りないところは県事業で補完しながら、幅広い農業者の要望に応えられるような環境づくりに努めていきたい。

発 言 者	発 言 要 旨
矢吹副委員長	農家レストランや産地直売所を農地に建てる場合、農地転用等のハードルがあ
	る中で、最近では開発が容易になっていると聞くが、状況はどうか。
農業経営・所得	農地の状況により、その後の転用手続き、利用方法が制限されてくるが、農業
向上推進課長	振興地域内の農用地区域に指定されている農地は原則転用ができず、これを転用
	するとなれば、一度農業振興地域内の農用地区域から除外する手続きを経た上で
	転用続きをしなければならず、ハードルが高くなってくる。一方で、農業振興地
	域内の農用地区域以外の第1種農地、第2種農地、第3種農地については、様々
	な手続きで転用ができるようになっており、例えば第1種農地では、加工施設、
	産地直売所、農家レストラン、農業体験施設へ転用が可能になっている。
 矢吹副委員長	土地改良整備事業の補助金を活用している場合、別の事業の着手には事業完了
	後8年経過していることが要件となっているが、当該補助金が入っていなければ
	8年経過していなくても事業を実施できるのか。
農業経営・所得	面的工事は8年経過していなければならないが、それ以外の関連工事について
向上推進課長	は適用が除外になる場合もあるため、工夫の余地があると思われる。